

○富良野市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月21日条例第11号

改正

平成28年3月18日条例第19号

平成29年3月17日条例第8号

令和4年12月13日条例第35号

富良野市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定
に基づき、富良野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を
置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推
進に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関して必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事す
る者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 一般公募による者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合は、新たに委

員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、任務の遂行に必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、教育委員会こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。